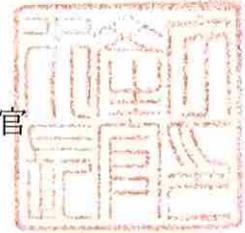


千葉県知事 殿

水産庁長官



### 改正漁業法に基づく海面利用制度等の運用について

漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号。以下「改正法」という。）が第197回国会において成立し、令和2年12月13日までに施行されることとなった。これに伴い、漁業の免許をはじめとする自治事務についても見直しがされる場所である。

我が国の漁業は、国民に対して水産物を安定的に供給するとともに、水産業や漁村地域の発展に寄与するという極めて重要な役割を担っている。特に沿岸水域においては、多種多様な水産物が様々な漁業種類により水揚げされているが、一方では、人口減少社会を迎える中、利用度が低下している漁場も見られるようになり、一層の海面の有効活用を図ることが課題となっている。

このため、改正法においては、漁場を適切かつ有効に活用している漁業者や漁業協同組合等が将来に向けて安心して漁業に取り組めることを基本とし、漁場を適切かつ有効に活用している既存の漁業権者に優先して免許する仕組みとするとともに、海面全体を最大限に活用するため、現に漁業権が存しない水面において新たな漁業権の設定に努めることとしたところである。

こうしたことから、各都道府県等による海面利用制度等の運用に当たっては、下記の事項に留意することが必要であり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として、別添「海面利用制度等に関するガイドライン」を制定し、改正法の施行日から施行することとしたので、御了知の上、制度の適切かつ円滑な運用に努められたい。

#### 記

- 1 漁場を適切かつ有効に活用するとは、漁場の環境に適合するように資源管理や養殖生産等を行い、将来にわたって持続的に漁業生産力を高めるように漁場を活用している状況をいい、漁業法（昭和24年法律第267号）第91条に基づく都道府県知事による指導又は勧告が行われなかった場合や、指導又は勧告を受けた後に改善された場合も、「適切かつ有効」に活用されているといえること。
- 2 現に漁業権が存しない水面については、関係する漁業者、漁業協同組合等と協議し、操業に支障なく、紛争の防止が図られることを十分に確保した上で新たな漁業権を設定し、沖合を含めて水面全体が最大限に活用されるよう努力すること。
- 3 漁業権者の資源管理の状況等の報告や漁業生産力の発展計画について、報告事項の例示やまとめた形式で作成できることを示すなどしたので、漁業者や漁業協同組合等にとって過度な負担とならないよう工夫できること。

## 海面利用制度等に関するガイドライン

(抜粋)

### 第3 海区漁場計画

#### 3 海区漁場計画の作成の手続

都道府県知事は、海区漁場計画の案を作成しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、当該海区において漁業を営む者、漁業を営もうとする者その他の利害関係人の意見を聴かなければならない（法第64条第1項）。

これは、都道府県知事が水面の総合的な利用を促進するためには、関係する漁業者の意見を聴取することはもちろんのこと、これに加え、海区漁場計画の案を作成する段階から、漁業経営の改善や養殖経営の展開を図ろうとする者など積極的に海面を活用する意欲ある者の要望や、幅広い関係者の意見を聴取して水面の利用について調整することが重要であるからである。「利害関係人」については、地域の実情に応じ、漁業を営む又は営もうとする都道府県外の漁業者等も含まれるが、利害関係人として意見を述べようとする者は、利害関係のあることを疎明する必要がある（漁業法施行規則（以下「施行規則」という。）第22条第2項）。

このような趣旨を踏まえ、都道府県知事は、その手続の透明性・公平性を確保することが重要であり、新規参入を不当に制限することのないよう必要な措置を講ずる必要がある。同時に反社会的勢力やそれに関連するものが不当に関与することを排除する必要がある。意見の聴取に当たっては、意見の提出方法、提出期限、提出先等、意見の提出に必要な事項を広く周知するため、あらかじめ、インターネット等により公表することが必要である（施行規則第22条第1項）。また、聴取した意見についての検討結果は、公表しなければならないとされており（法第64条第2項）、例えば、パブリックコメントにおける方法に準じてインターネット等を利用して具体的に公表することが適当である。

なお、海区漁場計画の要件として、適切かつ有効に活用されている漁業権が団体漁業権であるときは、当該漁業権が団体漁業権として設定されていることとされている（法第63条第1項第3号）。当該海区漁場計画の作成の際、漁業協同組合等が当該団体漁業権に関して、総会又は総会の部会の特別決議等を行って意見を集約した場合には、その意見を当該漁業協同組合等の意見として取り扱われたい。

また、都道府県知事は、海区漁場計画の案を作成したときは、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならないこととされており（法第64条第4項）、その際、新たに漁業権の設定が行われるときは、その妥当性を明らかにする必要がある。